

料金後納

ゆうメール

# 青申やまぐち

令和7年1月  
山口青色申告会



山口青色申告会会長

森 永 恭 平

## 年頭のぞい挨拶

新年あけましておめでとようございます。

皆様方には、平素から当会の運営におきまして、多大なるご支援とご協力をたまわり厚く感謝申し上げます。

昨年は、能登半島地震、大型台風、長く続いた豪雨による災害など全国各地で大きな災害があるなか、異常気象やインフレ率の高止まりによる諸物価の高騰などにより、その間、皆様方には大変なご心痛や苦勞をされたことと存じます。

また、令和7年1月から、税務署などに書面で提出する申告書・届出書・申請書などの控え(写

し)に収受日付印は押なつされません。これは税務行政のデジタル化における手続きの見直しの一環です。事後確認などのためには、ご自身で控えを作成して提出日を記入したうえ、保管してください。

このような状況のもと、当会といたしましては、情報の周知、広報活動の徹底、きめ細やかな指導相談などを行ってまいります。これからも会員企業、地域社会に貢献する青色申告会であり続けるために、皆様方とともにあらゆる努力を積み重ね、課題の解決にまい進してまいりますと思っておりますので、引き続き皆様方のご協力をお願いいたします。

終わりに当たり、会員の皆様方の益々のご健勝と企業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



山口税務署長

西 原 勝 実

## 新年のぞい挨拶

あけましておめでとようございます。

令和7年の年頭に当たり、山口青色申告会会員の皆様方に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、森水会長をはじめ会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、山口青色申告会におかれましては、納税道義の高揚や税知識の普及はもとより、会計ソフトを利用した記帳指導、e・Taxの利用促進及び租税教室への講師派遣など、幅広い活動に積極的に取り組んでおられ、深く敬意を表する次第でございます。

さて、間もなく令和6年分の確定申告時期を

迎えます。昨年は、申告会場に設置する「青色申告手続コーナー」におきまして、役員の方々を中心に活動いただき、青色申告の普及・促進に多大なる貢献をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。本年は、インボイス制度に基づく年を通じての消費税申告の初年度であり、また、定額減税が導入されるなど、申告手続に不安を感じる事業者の方も多くおられると思っております。当署としましては、説明会の開催など、丁寧な周知・広報等に努めてまいりましたが、制度の定着や事業者の不安解消には、山口青色申告会の皆様のご協力が必要不可欠です。

本年も、様々な場面で、お力添えをいただくことがあろうかと思いますが、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、山口青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

## 納税表彰



令和6年度の納税表彰が先日、山口税務署会議室であり、常に率先して申告納税制度の普及発展に努め、納税意識の向上に顕著な功績を挙げられましたとして、山村常任理事が、「山口税務署長感謝状」を受けられました。



## これからの主な行事

1月15日(水) 税理士無料相談日  
岡本 栄 税理士

1月22日(水) 税務指導連絡協議会

1月6日(月) ~ 3月5日(水)  
会計ソフト ブルーリターン A  
申告相談会  
山口青色申告会事務局

2月25日(火) ~ 2月28日(金)  
確定申告無料相談会  
山口商工会議所5階小ホール



# 令和6年分 決算準備のポイント

令和6年分の所得税の確定申告に向けて、決算の準備をしましょう。

## 1 記帳の内容確認とモレや誤りの修正

記帳内容を確認し、モレや誤りがあるときは記帳の追加や修正をします。領収書などの保存書類と記帳内容を突き合わせるほかに、次の確認方法があります。

◇現金などの実際のあり高(※1)や取引先から受け取った書類(預金通帳の残高や請求書に記載された買掛金残高など)が、帳簿の残高と合っていないかどうかを確認する。

※1現金は、帳簿の残高がマイナスになることはありません。

## 2 帳簿の整理

損益計算書にのる収入や必要経費は、今年収入とするべき金額や収入を得るために直接かかった費用です。記帳していないものや記帳しているけれども除くべきものを整理して、令和6年分の収入や必要経費を確定します。主なものは次のとおりです。

### ① 売掛金、買掛金、未払費用

商品やサービスなどの引き渡しは済んで対価(代金)が確定しているにもかかわらず、対価のやり取りを終えていないために記帳していない

売上や仕入、必要経費があれば、本年分として記帳します。その未清算の金額が売掛金、買掛金、未払費用です。

### ② 前受金、前払費用

対価のやり取りを終えたために記帳してある収入や必要経費のうち、商品やサービスなどの引き渡しはまだ済んでいないものや、翌年以後に対応する先払いした経費(年の途中で支払った年払い保険料など)があれば、本年分の収入や必要経費から除きます。その金額が前受金、前払費用です。

### ③ 自家消費

商品などを業務や家事に使う自家消費は、収入に計上します。原則は、その商品の通常の販売価格を収入金額としますが、「通常の販売価格×70%」と仕入金額のいずれか大きい方の金額にしても差し支えありません。業務に使った場合は、同額を該当する必要経費に計上します。

### ④ 家事関連費

業務と家事の両方に使う車両にかかわる費用などの家事関連費は、業務の遂行上直接必要であることが取引記録や帳簿などにもとづいて明らかにできる金額を、必要経費にすることができます。業務に使う時間、頻度、量、面積などを総合的に勘案して基準を定めて家事分を合理的に計算(あん分)して必要経費から除きます。

### ⑤ 修繕費と資本的支出

業務に使う固定資産などの通常の維持管理や修理のための修繕費は必要経費になります。しかし、修理や改良などにより資産の使用可能期間が延びたり、価値が増したりしたときは、その支出した金額を資本的支出とします。修理などをおこなった資産と種類および耐用年数が同じ減価償却資産をあらたに取得したものとみなして償却費を計算し、必要経費にします(※2)。

## 減価償却の計算

※2 資本的支出になる修繕であっても、ひとつの資産に支出した金額が年間20万円未満のときや、おおむね3年以内の周期でおこなう修理であるときなどは必要経費にしても差し支えありません。

### ⑥ 減価償却資産の売却

車両運搬具や器具・備品など減価償却資産の売却代金は、事業所得になる一定のものを除いて、譲渡所得の収入金額になります。

図表 減価償却資産の取り扱い

取得価額(1単位)	減価償却資産の取り扱い
10万円未満	取得価額をその年の必要経費とします。
10万円以上[原則]	減価償却の対象になります。
10万円以上 20万円未満	一括償却資産として、取得価額の合計額の3分の1の額を3年間にわたって各年の必要経費とすることができます。
[選択] 10万円以上 30万円未満	一定の中小企業者である青色申告者が平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得して業務に使う少額減価償却資産(上記の一括償却資産の特例の適用を受けないものを除く)は、取得価額の合計額が300万円※に達するまでの金額を、その年の必要経費にすることができます。 ※その年の業務の期間が1年に満たない場合は、300万円を12で割って業務を営んでいた月数(端数切上げ)を乗じた金額が限度額となります。

## 山口税務署管内登録税理士名簿 (50音順)

氏名	事務所所在地	電話番号	氏名	事務所所在地	電話番号
有延 慎一	山口市吉敷赤田4-3-36	(083)932-0422	田中 和寛	山口市小郡大正町11-10 マルビル201	(083)973-7321
石村 貴徳	山口市江良3-8-15	(083)923-3693	田中 秀博	山口市小郡花園町1-16 東村ビル4F	(083)976-8811
伊藤 栄治	山口市大内長野402-4	(083)927-6895	田村 直樹	山口市糸米1-1-52	(083)922-0314
伊藤 晴夫	山口市白石3-9-23	(083)941-5321	田村 寛章	山口市小郡下郷2704-2	(083)973-5955
井上 洋二	山口市大内矢田北3-13-1	(083)929-3325	富田 哲也	山口市宮島町1-16	(083)922-4866
岩戸 次男	山口市下小瀬663	(083)927-1882	中嶋 浩志	山口市小郡明治1-3-16 税理士法人塩見会計事務所	(083)973-1008
宇高 壽子	山口市大内御廻2-3-10 松田範和事務所内	(083)925-2339	中田 敏治	山口市朝田1980-32	(083)902-3028
内田 典孝	山口市小郡上郷3798	(083)976-8673	中野 勉	山口市中央1-6-23	(083)925-6000
江藤 恒充	山口市大内長野1267-2	(083)927-1364	中村 聡	山口市小郡下郷2193-2 税理士法人総合会計	(083)973-8336
戎本 登	山口市若宮町8-22-6	(083)932-1456	西岡 辰己	山口市旭通91-2-4	(083)922-2005
大上 洋	山口市橋本町8-8 カンファ-21 201号	(083)902-6424	西岡 雅城	山口市旭通91-2-4	(083)922-2006
岡崎 謙司	山口市小郡かぜの丘13-1	(083)976-5780	沼田 哲夫	山口市吉敷下東1-3-24 山陽ビル吉敷敷2-1F	(083)934-3839
岡本 栄	山口市大内御廻3342	(083)927-0660	野村 義夫	山口市小郡下郷2216-1 泉ビル202	(083)974-6343
岡本 達雄	山口市佐山1871	(083)941-6373	濱田 洋二	山口市平井578-5-101	(083)929-3360
越智 満	山口市駅通91-4-10 ひまわりビル2F	(083)902-1010	林 克好	山口市宮島町2-14	(083)902-3333
金巨 功	山口市小郡下郷2193-2 税理士法人総合会計	(083)973-8336	弘中 俊雄	山口市若宮町7-35	(083)934-5825
金田 敬三	山口市大内長野1481-21	(083)941-2002	藤井 実雄	山口市大内御廻3323-7	(083)927-6187
上俵 玲	山口市中央1-6-23 中野勉事務所内	(083)925-6000	藤井 宏邦	山口市小郡尾崎町23-16	(083)972-5743
河島 功	山口市小郡新町5-8-11-301	(083)976-6313	藤川 國男	山口市大内長野483-29	(083)927-2642
木村 茂利	山口市小郡山手上町8-10	(083)902-8850	吉谷 和彦	山口市平井790-5-202	(083)929-3612
木村 葉子	山口市小郡山手上町8-10 木村茂利事務所内	(083)902-8850	古屋 賢明	山口市小郡黄金町7-66 山本ビル604-A 税理士法人至誠/パナソニック山口オフィス	(083)976-6757
来栖大志朗	山口市小郡下郷2193-2 税理士法人総合会計	(083)973-8336	正木 圭子	山口市白石3-11-3 三景ビル2F	(083)922-3178
神崎 純一	山口市矢原642-26 税理士法人本事務所	(083)925-1383	松坂 宣樹	山口市阿知須4233-24 吉岡良三事務所内	(083)666-2388
神足 郁枝	山口市小郡御幸町7-9-602 アドセンス21小郡営業部	(083)973-3381	松田 俊男	山口市糸米1-1-52 田村直樹事務所内	(083)922-0314
齊藤 芳一	山口市江崎3725-5	(083)976-6830	松田 範和	山口市大内御廻2-3-10	(083)925-2339
坂井 義重	山口市赤妻町5-38	(083)923-2752	松野 和生	山口市黒川861-19	(083)976-8577
塩見 侃三	山口市小郡明治1-3-16 税理士法人塩見会計事務所	(083)973-1008	松野 文子	山口市小郡下郷2216-1 泉ビル202 野村義夫事務所内	(083)974-6343
重村 和雄	山口市小郡明治1-3-16 税理士法人塩見会計事務所	(083)973-1008	三石 恭子	山口市吉敷下東2-11-20	(083)941-5668
鳥村 智士	山口市駅通91-5-17 カワカミビル3F	(083)902-2607	毛利山正行	山口市小郡大正町7-5 中村ビル2F	(083)973-6549
清水 敦也	山口市宮島町5-13 セントラル広告ビル503	(083)901-5511	山田 圭介	山口市駅通92-3-23 山口法務ビル2F	(083)922-1766
下野 博文	山口市阿知須704-2	(083)65-2700	山村 博文	山口市吉敷上東1-5-3	(083)920-5035
勝屋 季人	山口市小郡黄金町7-66 山本ビル第15階	(083)973-3163	山本 充	山口市小郡山手上町2-1	(083)972-1173
砂村 曉彦	山口市阿知須3161-3	(083)65-2826	行本 康文	山口市矢原642-26 税理士法人本事務所	(083)925-1383
住江 忠彦	山口市阿東橋目1372-4	(083)955-0556	吉岡 良三	山口市阿知須4233-24	(083)666-2388
太尾田 誠	山口市葵1-5-53	(090)2314-4430	吉田 猛	山口市大内長野1267-2 江藤恒充事務所内	(083)927-1364
高須 義彦	山口市阿知須4640-12	(083)65-4876	吉富 元治	山口市小郡光が丘24-23	(083)972-8159
高田 啓一	山口市吉敷上東3-11-11	(083)929-3444	渡辺 孝徳	山口市大内長野1481-21 金田敬三事務所内	(083)941-2002
高橋 克行	山口市中市町1-33	(083)928-1663			

## にせ税理士に注意しましょう!!

◎ 税の相談は、正規の税理士に!

◎ 税理士の資格のない人が、税務書類の作成・相談を業務として行うことは、法律によって禁じられています。

## 第66回青色申告会中国ブロック大会



10月10日(木)、第66回青色申告会中国ブロック大会が米子市で開催され、山口青色申告会から9名が参加。防府、柳井、周防大島町青申会の方々と総勢18名、バスで一緒に行って来ました。

今年も、昨年度の入会者数が50名以上ということで、「会員増強運動感謝

状」を受賞しました！ちなみに令和5年度の新規会員数は65人でした(∇∇)

翌日は、境港海産物センター、水木しげる

ロード、大根島、由志園に行っていました。どうも大庭局長の様子が朝から変で、何か隠してる様子です(∇)。問い詰めると・・・ホテルの部屋のカードキーを返却し忘れ、お詫びの菓子箱を買い、米子の郵便局から送ったりしてたそうです(+\_+)

しかも!!何を言われるか分からないからと、こそごとと手続きしてた様です。

由志園では、会長が1人で散策されるシーンをインスタに投稿しよう!という事になり、歩き方などいろいろ注文だして作成しました。

山口青色申告会のPRインスタ風に作ってみましたので、是非是非インスタ見て下さいね!!

いろいろありましたが、無事山口に帰りました。

## 研修旅行

11月17日(日)会員さんなど39名が参加しバスで、「劇団四季 ミュージカル CATS」に行ってきました。

12年ぶりの広島公演もあり、会場は満席でお土産をかうのに2階の階段まで並ぶ行列でした。感動的なミュージカルで、最後は拍手が鳴りやまずスタンディングオベーションでした。

参加した会員さんから「感動的でした!また企画されたら是非行きませう!」と、嬉しいお声を頂きました。山口青色申告会では、会員の皆様に楽しんで頂けますよう企画しております!

楽しみにしていて下さいね!



## 講演会・青申会の夕べ

11月13日(水)、かめ福オンプレイスにて、税務署の方4名と会員さん30名が参加し講演会と青申会の夕べを開催いたしました。

講演会では、西原署長が「相続税のおはなし」という演題でお話をされました。

10人に1人が相続税に関係する世の中です。中には、思わぬものも相続税の対象であったりしてとても参考になりました。

その後、デジタルに関するお話が、やまぐちDX推進拠点「Y-BASE」の担当者の方からあり、充実した内容の講演会となりました。

青申会の夕べでは、会員同士の懇談やピンゴゲームで大いに盛り上がりしました。賞品は会員さんのお店である「まあちゃん」のお菓子でした。1位、2位、3位以外の方には参加賞もあり、美味しい焼き菓子をお渡ししました。

来年も企画しますので、会員の皆様のご参加お待ちしております。



## 青年部女性部合同役員会兼忘年会

11月26日(火)、我が山口青色申告会の縁の下の力持ちであります、青年部女性部の役員会兼忘年会を行いました。役員の方には、いつも楽しい企画をして頂き、青年部女性部員の方たちを和ませて頂いており、本当に感謝しています。

来年度の年始めには、1月22日(水)に防長苑で新年会を開催します。ピンゴゲーム大会では豪華賞品を用意されるとか! 楽しみ!!

来年度も、いろいろ企画を考えられているそうです。いろいろな業種の方たち、幅広い年齢の方たちと交流を深めませんか?

青年部女性部員大大募集中です(∇∇)



次回は令和7年7月発行の予定です!

## 山口青色申告会事務局

TEL 083-924-1168

FAX 083-923-9222

〒753-0086 山口市中市町1-10 4F

URL <http://yamaguchi-aoiro.com/>

会員数 令和6年11月末現在 1,037名

STAFF 山中 塩見 大島 高木 三浦 古谷

PRINTING 総合印刷

## 編集後記

明けましておめでとうございます。

- ▶ 今年はい巳年を「実」に置き換え、実を結ぶ年でもあるそうです。
- ▶ 昨年からは、インスタグラムで、事業活動を写真や動画でお知らせするようになりました。会員の皆様には、青申会を身近に感じて、いろんな行事にご参加いただけたらと思います。▶「青申やまぐち」とともに、本年もよろしくお願いたします。皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

(山中)